

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3141号)

令和6年12月25日

横情審答申第3141号

令和6年12月25日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年11月25日教西指第385号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定小学校特定年特定組 特定個人の横浜市児童生徒指導要録・学籍の記録」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定小学校特定年特定組 特定個人の横浜市児童生徒指導要録・学籍の記録」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定小学校特定年特定組 特定個人の横浜市児童生徒指導要録・学籍の記録」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年10月27日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていることの2つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、特定個人を名指しし、指導要録の開示を求めている。したがって、一部開示決定又は非開示決定を行えば特定個人が特定小学校に在籍していることを答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば特定個人が特定小学校に在籍していないことを答えることになる。その結果、特定個人が特定小学校に在籍している事実の有無が明らかになり、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になる。

したがって、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

特定個人が特定小学校に在籍している事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

これに対し審査請求人は、特定個人が加害者であり賠償の義務を負うため、本件開示請求に係る情報は同号ただし書イに該当するとしている。しかし、仮に特定個人に審査請求人に対する賠償義務があるとしても、特定個人が特定小学校に在籍する事実の有無を公にすることが必要と認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書を公開するよう求める。
- (2) 審査請求人は、学校で起きた事故の被害児童の保護者である。加害児童の保護者は話し合いに応じず、保護者の氏名や住所の提示を拒んでいるため、これらの情報がないと損害賠償請求に困難である。
- (3) 本件審査請求文書は、個人情報保護法第23条第2項及び旧条例第7条第2項第2号イにより非開示とすべき理由はなく、旧条例の適用を誤っている。
- (4) 加害児童が当該特定小学校に在籍していることについて、当該小学校が作成した「事故発生状況について」にも記載があり、審査請求人は既に知っているため、弁明書記載の理由は不適切である。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 指導要録に係る事務について

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第1項では、校長に指導

要録の作成を義務付けている。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもので、実施機関では、横浜市児童生徒指導要録記入の手引において、指導要録の様式や記入方法を規定している。横浜市小学校児童指導要録中の「学籍に関する記録」には、児童生徒や保護者の氏名や住所などが記載される。

(3) 本件審査請求文書について

審査請求人は本件開示請求書に、特定個人の「指導要録 横浜市児童生徒指導要録・学籍の記録（令和4年度）」と記載していることから、特定個人の特定小学校における指導要録中の「学籍に関する記録」の開示を求めていると解される。審査請求書や反論書に、特定個人やその保護者の氏名及び住所を知る必要性について述べられていることから、このように解するのが相当である。

(4) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報に係る行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うためには、実施機関が上記3で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の2つの要件を備えているかについて、以下検討する。

イ 本件開示請求は、開示請求書の記載から、特定個人を名指しして指導要録の開示を請求していることが認められる。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち特定個人が特定小学校に在籍しているという事実を公にすることになる。また、不存在による非開示決定を行えば、本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち特定個人が特定小学校に在籍していないという事実を公にすることになる。

したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、上記イで公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

(ア) 旧条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

(イ) 特定個人が特定小学校に在籍している、又は在籍していないという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから旧条例第7条第2項第2号本文に該当する。

(ウ) この点、審査請求人は、損害賠償請求を行う際に必要であるから同号ただし書イに該当し、非開示とすべき情報に該当しないと主張する。

この規定は、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して、後者の利益が前者を上回る場合には開示の

対象とすることを明らかにした調整規定と解される。

- (エ) 特定個人の特定小学校への在籍の有無といった情報を非開示とすることによって保護される利益は、当該個人が自己の個人情報を開示されないという正当な利益である。

これに対し、開示することによって保護される利益は、損害賠償請求を容易にすることにあると考えられるところ、請求の相手方の氏名や所在の確認は、旧条例に基づく開示請求以外の方法によることも可能である。

したがって、開示によって得られる利益が非開示によって保護される利益を上回るとはいえないことから、同号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ア及びウにも該当しない。

- (オ) さらに、審査請求人は、特定個人が特定小学校に在籍していることについて既知の事実である旨も主張するが、旧条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

- (カ) したがって、上記イで公になる事実には、旧条例第7条第2項第2号本文の非開示事由に該当する事実が含まれているため、上記②の要件に該当する。

エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の2つの要件を充足するというべきである。

- (6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 1 1 月 2 5 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 1 月 1 8 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 2 5 日 (第 3 8 9 回 第 一 部 会)	・ 審 議
令 和 6 年 1 0 月 2 3 日 (第 3 9 0 回 第 一 部 会)	・ 審 議
令 和 6 年 1 1 月 2 7 日 (第 3 9 1 回 第 一 部 会)	・ 審 議